

省令改正案に対する意見募集の結果及び考え方

(敬称略)

意見提出者（計5者）			
意見提出者		代表者名等	
1	個人	—	—
2	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之
3	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊
4	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	理事長	西條 温
5	株式会社ジュピターテレコム	代表取締役社長	牧 俊夫

No.	提出された意見	考え方
1	<p>平成16年総務省令第44号の附則第4条第2項第1号の「第三条第二項第四号」を「第三条第二項第三号」に改正すべきと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> <p>原案の通り改正されると、事業用電気通信設備規則第3条第2項が「事業用電気通信回線設備」から「事業用電気通信設備」に改正されるにも係わらず、旧2種資格者の監督範囲から外れることになる。法第41条第4項の電気通信事業の用に供するものにかぎり電気通信回線設備を設置しないものを監督範囲に含めるようにすべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御指摘のとおり改正します。</p> <p>平成16年の電気通信主任技術者規則の改正において、御指摘の「旧第2種伝送交換設備主任技術者資格者証」を有する者（以下「旧2種資格者」という。）の監督できる範囲は、「特別第2種電気通信事業の用に供する伝送交換設備及びこれに付随する設備」から、「音声伝送（アナログ電話、ISDN、IP電話、携帯電話）以外の伝送交換設備及びこれに付随する設備」に変更されており、本改正後においても、これを変更すべき特段の事情はないものと考えます。</p> <p>なお、本改正により、電気通信事業法第41条第4項の電気通信設備のうち、音声伝送以外の伝送交換設備及びこれに付随する設備についても、旧2種資格者の監督範囲に含まれることとなります。</p>
2	<p>今回、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために、電気通信事業法を改正し、それを受けて、管理規程の記載事項の追加等に関して電気通信事業法施行規則、電気通信主任技術者規則及び電気通信事業報告規則等の一部を改正することに賛同します。</p> <p>なお、下記3点については、以下の通り、事業者として適切な</p>	<p>今回の制度改正に賛同される御意見として承ります。</p> <p>なお、「設備容量の報告」については、事業者が提出する管理規程において、「通信量の変動を踏まえた適切な設備容量の確保に関すること」に記載した内容に基づき、その実施状況が報告されることを想定しています。</p>

対処に努めてまいります。

1) 管理規程の細目を定める項目「経年劣化による自然故障等を考慮した、予備系への切替動作の確認も含めた、設備の定期的な点検・検査に関する事」について

予備系への「切替動作の確認」については、主旨に賛同します。

なお、切替動作の確認を含めた点検・検査については、切替動作時にサービスへの影響を伴う設備もあることから、画一的な一定の期間毎の点検・検査ではなく、お客様へのサービス影響を発生させない方法で実施できるよう、その実施時期及び実施内容については、事業者として適切な対処に努めて参ります。

2) 管理規程の細目を定める項目「サイレント故障への対処も含む、速やかな故障検知・事故装置の特定に関する事」について

速やかな故障検知・事故装置の特定についてはサービスの早期回復、再発防止の点で重要であると認識しています。

なお、サイレント故障を検知することは困難を伴いますが、既知の故障対策の徹底や故障認知後の速やかな事故装置特定および回復措置等の対策を実施するとともに、更なる手法について今後も検討を進め、事業者として適切な対処に努めて参ります。

3) 報告規則における「設備容量の確保の状況について、当該

	<p>半期経過後三月以内に報告」について</p> <p>サービスの安定的な提供にあたっては、設備容量の確保が重要であると認識しています。</p> <p>なお、電気通信役務を構成する設備は、数量も多く、多岐に亘り、複数のサービスで設備を共有しているため、区間や装置等は事業者側で選定の上、報告させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社】</p>	
3	<p>○平成19年総務省告示第644号（管理規程の細目を定める件）の一部を改正する 告示案 一の（11）について</p> <p>予備系への切替動作の確認については、サービスの安定的な提供の観点で重要であると認識しております。</p> <p>なお、故障時の切替動作の確認を含めた点検・検査においては、画一的な一定期間での実施ではなく、お客様利便性の観点も踏まえ、サービスへの影響が出ないよう現用網へ接続する前に実施するなど、実施時期及び内容については、事業者として適切な対処に努めて参ります。</p> <p>○平成19年総務省告示第644号（管理規程の細目を定める件）の一部を改正する告示案 三の（2）について</p> <p>速やかな故障検知や事故装置の特定については、サービスの早期回復を実現する上で重要であると認識しております。</p> <p>なお、サイレント故障の検知は困難を伴いますが、故障認知後に速やかに事故装置を特定し、回復措置を実行できるよう、既知の故障対策の徹底を図るとともに、更なる手法について今</p>	<p>今回の制度改正に賛同される御意見として承ります。</p> <p>なお、「設備容量の報告」については、事業者が提出する管理規程において、「通信量の変動を踏まえた適切な設備容量の確保に関すること」に記載した内容に基づき、その実施状況が報告されることを想定しています。</p>

	<p>後も検討を進め、事業者として適切な対応に努めて参ります。</p> <p>○電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を改正する省令案 第七条の六（設備容量の報告）について</p> <p>設備容量の確保については、サービスの安定的な提供の観点で重要であると認識しております。</p> <p>なお、電気通信役務を構成している設備については、多岐にわたり、かつ複数のサービスで共有しているものも存在することから、事業者にて該当設備等を選定の上、報告させていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【西日本電信電話株式会社】</p>	
4	<p>本規則改定については、電気通信事故の防止に向けた取り組みとして理解致します。</p> <p>ただし、ケーブルテレビ事業者の中には、管理的地位にある者が本規則案にある電気通信設備統括管理者の要件（例えば、技術業務の従事年数が三年以上等）を満たすことが難しい場合が起こりえます。しかし、その場合でも管理的地位にある者が責任を持って対応することで、電気通信設備統括管理者に求められる業務を遂行することは可能であると考えます。</p> <p>従って、電気通信設備統括管理者に関する運用に当たっては、事業形態を勘案して柔軟に運用されることを要望致します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>電気通信設備統括管理者の選任要件については、電気通信事業法施行規則の改正案第 29 条の 2 第 1 項第 2 号にあるとおり、御指摘の技術業務の従事年数についても、同等以上と認められる者については選任できることとしており、当該規定も踏まえつつ適切に選任されるものと考えています。</p>
5	<p>設備管理の専門化・細分化や外部委託等が進む中で、社内の部門間や社外を含めた全体調整、事故防止の方針・体制・方法</p>	<p>電気通信設備統括管理者の選任要件のうち、「現場での実務経験の年数」については No. 4 での考え方のおりですが、「事業</p>

等への経営陣の主体的関与の強化を図るため、経営レベルの関与が必要であるとの趣旨は理解しております。その際、現場の状況を正確に理解している者が経営レベルでの議論に参加することの必要性も理解できます。

しかしながら、省令案で記載されるような現場での実務経験と、全体を把握し対策を遂行する能力は必ずしも一致するものではなく、たとえ「現場で3年以上」といった経験を有しない者であっても、十分に設備管理に対する責任を有して対応することは可能であると考えております。

電気通信事業についての設備の管理方法や、こうした運用に対する会社としての意思決定の仕組みは会社により異なるものであり、省令案で示す「事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位」についても、必ずしも経営レベル例えば役員等をそれに充当せずとも、本省令の目的とすることは達成可能であると考えております。

従いまして、電気通信設備統括管理者につきましては、事業各社それぞれの経営形態に合わせた選任ができるよう、柔軟な運用を要望いたします。

【株式会社ジュピターテレコム】

運営上の重要な決定に参画する管理的地位」については、役員であることを求めるものではなく、各事業者の経営形態に合わせ、適切に選任されるものと考えています。